

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	釧路市 健康増進法に関する事務 重点項目評価書 個

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

釧路市は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

北海道釧路市長

## 公表日

令和8年2月25日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業関連ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健診対象者
その必要性	健診対象者及び受診者を把握するために管理している。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	○識別情報・個人番号 対象者を特定するため・その他識別情報 対象者を特定するため○連絡先等情報・4情報 4情報の組み合わせをキーにし、対象者を特定するため○業務関係情報・健康・医療関係情報 検診対象者の受診結果等の管理を行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	こども保健部健康推進課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③使用目的 ※	健康増進事業対象者等の個人番号を利用して効率的な事務を図る。								
④使用の主体	使用部署	こども保健部健康推進課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<p>健康増進法に基づく健康診査、各種がん検診を実施する上で、まず対象者に受診券を作成し送付を行う。一斉送付の場合は、対象者の抽出特定、検診項目の確定、特別徴収の有無を確認し、受診券送付者を確定し送付する。また、特定した対象者の受診の履歴等を把握し、検診項目を確定させ、受診券を作成し送付をする。その後、受診結果を取り込むときは、個人番号または、内部付番した番号、氏名、性別、生年月日を基に本人を特定し結果の登録を行う。</p>								
	情報の突合	個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> ( ) 1) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1		健康管理システムの保守に関する委託							
①委託内容	問合せ対応、システムの軽微な法改正対応、システムのソフトウェア・パッケージ等のバージョンアップ対応、システム障害対応、システム管理にかかる設定支援								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	株式会社 ポータス								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									
委託事項2～5									
委託事項6～10									
委託事項11～15									
委託事項16～20									

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

●保管①庁内の入退室管理(ICカードにより入退室者を特定及び限定)が行われている部屋に設置したサーバ内に保管する。②申請書・帳票等は施錠可能な部屋又は棚に保管する。③BCP対策として、外部の建物で施錠可能な部屋に設置したサーバ内に保管する。※これらの鍵の管理は、ログ又は台帳によって行う。●消去①サーバ内の情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフトにより復元できないように行っている。②紙媒体については、個人情報廃棄場所に廃棄し、溶解処理を行っている。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1:宛名番号 2:世帯番号 3:住登区分 4:カナ氏名 5:漢字氏名 6:性別 7:生年月日 8:大字コード 9:行政区コード 10:郵便番号 11:住所 12:方書 13:続柄 14:続柄 15:続柄 16:続柄 17:住民となった日 18:住民となった区分 19:住民となった届出日 20:住民でなくなった日 21:住民でなくなった区分 22:住民でなくなった届出日 23:異動日 24:世帯主カナ 25:世帯主漢字 26:死亡転出区分 27:転出先住所 28:税区分 29:被保険者番号 30:要介護度認定区分 31:認定日 32:有効期間開始日 33:有効期間終了日 34:国保資格区分 35:国保番号 36:被保番号 37:保健の適用年月日 38:資格喪失年月日 39:資格喪失コード 40:消防 41:若年 42:臨職 43:教委 44:共被 45:他被 46:肝炎 47:生活保護区分 48:世帯TEL 49:住民TEL1 50:住民TELコメント1 51:住民TEL2 52:住民TELコメント2 53:年度 54:受診区分 55:検診日 56:検診区分 57:会場コード 58:医療機関コード 59:領収金額 60:実施本庁支所区分 61:入力順 62:未収フラグ 63:国保フラグ 64:70歳以上フラグ 65:非課税フラグ 66:生活保護フラグ 67:年度 68:検診日 69:項目コード 70:検査値 71:判定 72:所見



特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている <span style="float: right;">2) 定めていない</span>
規定の内容	・目的外利用の禁止・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限・特定個人情報の提供の禁止・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う・必要に応じて委託先の視察・監査を行う	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている <span style="float: right;">2) 十分に行っている</span> 3) 十分に行っていない <span style="float: right;">4) 再委託していない</span>
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている <span style="float: right;">2) 十分である</span> 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・情報保護管理体制の確認委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、ISOやプライバシーマークを必要に応じて参加条件に付したり、確認を行っている。・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限作業者を限定するために、作業者を記載した作業申請書を提出させる。閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;番号連携サーバのソフトウェアにおける措置&gt;①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。&lt;番号連携サーバの運用における措置&gt;①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			



<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
<b>10. その他のリスク対策</b>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	釧路市総合政策部市民協働推進課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4503
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	釧路市こども保健部健康推進課 釧路市黒金町8丁目2番地 0154-31-4524
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年12月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月20日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども保健部次長 中山 朗生	健康推進課長 西山 潤	事後	重要な変更にあたらないため(人事異動)
平成31年3月25日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の	健康推進課長 西山 潤	課長	事前	重要な変更にあたらないため(様式変更)
平成31年3月25日	Ⅲ リスク対策 8. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事前	重要な変更にあたらないため(内部監査の開始)
令和4年2月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	2)実施しない	1)実施する	事前	
令和4年2月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	-	<情報照会の根拠法令>・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項・行政手続における	事前	
令和4年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	・紙・庁内システム	・紙・庁内システム・情報提供ネットワークシステム	事前	
令和4年2月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク	-	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシ	事前	
令和4年2月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク	-	2)十分である	事前	
令和4年2月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク	-	<番号連携サーバのソフトウェアにおける措置>①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能に	事前	
令和4年2月10日	(続き)Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	-	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシ	事前	
令和4年2月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク	-	2)十分である	事前	
令和7年2月25日	I 基本情報 4.個人番号の利用※	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と	番号法第9条第1項 別表第111項	事後	
令和7年2月25日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<情報照会の根拠法令>・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項・行政手続における	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報提供の根	事後	
令和7年2月25日	V 評価実施手続 1.基礎項目評価①実施日	平成27年10月15日	令和6年12月1日	事後	
令和8年2月25日	V 評価実施手続 1.基礎項目評価①実施日	令和6年12月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため(計数の見直し)